

制定 平成22年12月 1 日

改正 平成23年12月16日
平成24年 2月20日
平成24年 6月21日
平成24年11月27日
平成25年12月13日
平成26年 2月28日
平成26年 7月 4日
平成26年 9月 1日
平成26年11月28日
平成27年11月16日
平成28年12月 6日
平成29年11月10日
2018年 4月 1日
2018年12月10日
2019年11月1日
2021年1月12日
2021年5月25日
2021年7月30日

(本約款の適用範囲)

第1条 この約款は、慶應義塾大学学生用宿舎規程第5条にもとづき、慶應義塾大学（以下「本大学」という。）が留学生用に用意した宿舎を利用する際の条件などについて定めるものとし、この約款に定めのない事態が生じた場合は、法令または一般に確立された慣習に従い、誠意をもって協議し解決にあたるものとする。

(入居者)

- 第2条 ①宿舎の割り当てを受けた者を、割り当ての発表をもって、入居者とする。
- ② 入居者は、宿舎の割り当てを受けた後に、宿舎の利用をキャンセルする場合は、指定の期日までに本大学に連絡をしなければならない。入居者が、指定の期日を過ぎて宿舎の利用をキャンセルする場合には、本大学が特別に免除を認めた場合を除き、入居者は本大学にキャンセル料として5万円を支払わなくてはならない。
- ③ 入居者が、関係書類に虚偽の事実を記載したことが判明した場合は、入居を取り消すことがある。

(入居期間)

- 第3条 ①入居者の入居期間は1学年度以内とし、原則として期間延長は認めない。ただし、レジデント・アシスタントおよび本条第2項から第4項に該当する入寮者の場合についてはこの限りではない。
- ② 湘南藤沢国際学生寮に入居する留学生が、湘南藤沢キャンパスに設置されている学部・研究科の学位課程に在籍する正規生である場合については、最長で入居日から2学年度間以内の範囲で入居期間の延長が認められることがある。
- ③ 大倉山ドミトリーに入居する留学生が、本大学の学部・研究科の学位課程に在籍する正規生である場合については、最長で入居日から2学年度間以内の範囲で入居期間の延長が認められることがある。
- ④ 別科・日本語研修課程の1年間の課程を修了した後に、在籍期間の延長が認められた入寮者については、同課程の在籍期間の範囲で、入居期間の延長が認められることがある。
- ⑤ 入居期間の延長を希望する場合は、所定の期間内に延長申請を行い、延長の許可を得なければならない。本大学は、当該寮の利用状況や利用予定を総合的に考慮して入寮延長の可否を決定する。

(入居時の手続き)

- 第4条 ①入居者は、入居予定日を本大学が指定する期間から選択するものとする。入居予定日は年末年始、土日祝日を除く平日とし、チェックイン時間について入居予定日の9時～18時の間とする。
- ② 入居者は、入居予定日及びチェックイン時間が決まり次第、所定のウェブサイトのフォームで入居予定

日及びチェックイン時間を所管部署に報告（登録）をしなければならない。

- ③ 入居者は、すでに報告（登録）した入居予定日に変更が生じた場合は、直ちに所管部署に変更を報告しなければならない。
- ④ 入居者が、すでに報告（登録）した入居予定日の10日前までに、入居予定日の変更を所管部署に報告した場合は、当該入居者の家賃は、変更後の入居予定日を起算日として計算される。
- ⑤ 前項以外の変更の場合は、当該入居者の家賃は、変更前の入居予定日を起算日として計算される。
- ⑥ 入居者が、すでに報告（登録）した入居予定日より早く入居する場合は、当該入居者の家賃は、実際の入居日を起算日として計算される。
- ⑦ 入居者は、入居時には原則として管理人とともに居室状態を確認し、管理人、入居者双方合意のもとで、居室状態表を作成し、双方が署名をする。

（家賃）

第5条 ①家賃の額は別表1に定める「入居者本人負担家賃」の通りとする。

- ② 家賃は必要に応じて改定される。改定される場合は、改定が生じる月の3か月前までに入居者に通知する。
- ③ 入居者は、家賃を毎月、宿舍毎に定められた日に指定の方法にて支払わなければならない。
- ④ 入居者の入居期間が1か月未満の場合は、1か月分の家賃を徴収する。入居期間が1か月を超える場合で、かつ入居日が月途中である場合は、入居月の家賃は日割り計算とし、別表2の通りとする。
- ⑤ 家賃を2か月分以上滞納した場合には入居を取り消すこととし、入居者は速やかに退去しなければならない。
- ⑥ 一旦納入した家賃は原則として返還しない。

（清掃維持管理費）

第6条 ①入居者は、所定の期間内に清掃維持管理費を本大学指定の方法で支払わなければならない。

- ② 入居者が、特別の事由がなく前項の手続きを怠ったときは、入居を取り消すことがある。

（入居者の費用負担）

第7条 入居者の費用負担は次の通りとする。

- ① 入居者の居室における光熱費等の分担は別表3の通りとする。
- ② 入居者が生活するための居室内の消耗品費
- ③ 入居者の居室内の備品の紛失・破損に伴う原状回復費用
- ④ その他、入居者の故意または過失により宿舍内の施設や備品に破損や欠陥が生じた場合の原状回復費用

（退去）

第8条 ①入居者が、退去する場合は、退去日の1か月前までに大学が指定する方法で退去日を登録しなければならない。

- ② 入居者が、退去日の1か月前までに退去日を登録した場合で、かつ入居者が指定した退去日が月途中の場合は、入居最終月の家賃は、別表2の1～3に基づいて日割り計算される。
- ③ 入居者が、退去日の1か月前までに、退去日を登録しなかった場合は、入居者は、退去日登録日から1か月分の家賃を退去前に支払わなくてはならない。
- ④ 退去日は年末年始、土日祝日を除く平日とする。入居者は、必ず管理室の受付時間内に退去しなければならない。
- ⑤ 入居者は、退去時には原則として管理人によるルームチェックを受け、入居時の居室状態表と照合する。経年変化以外の問題や破損があった場合は、入居者は、原状回復のための費用を負担しなければならない。

（禁止事項）

第9条 入居者は、以下の行為をしてはならない。

- ① 宿舍内の基本的設備の変更や増設など
- ② 居室の居住以外の用途への転用または併用

- ③ 居室の第三者への転貸
- ④ 宿舎および居室への危険物などの持ち込み
- ⑤ 騒音などによる近隣への迷惑行為、および居室内での動物等の飼育

(退去勧告)

第10条 入居者が次の各号の一に該当したときは、本大学は入居者に対し退去を命ずることができる。

- ① 学則または本約款に違反し、宿舎の秩序を乱し、入居者として不適当な行為があったと認められたとき
- ② 学籍を失ったとき
- ③ 健康上の理由で共同生活が不相当と認められたとき
- ④ 2か月以上家賃を滞納しているとき
- ⑤ その他宿舎生活が不相当と認められたとき

(損害賠償)

第11条 入居者およびその訪問者等が故意または過失により宿舎に損害を与えた場合は、直ちに所管部署に報告するとともにその損害を入居者が賠償しなければならない。また、入居者や訪問者が近隣その他第三者に損害を与えた場合は、入居者がその賠償をしなければならない。

(個人情報の提供)

第12条 本大学が個人情報を宿舎の管理者との間で、宿舎及び塾関係者の生活を円滑かつ安全に管理運営する目的のために共同して利用する場合において、必要とする個人情報を、管理者としての責任を有する者が本大学から取得すること、及び本大学が管理者の求めに応じて必要と認める範囲で個人情報を管理者に対して提供することがある。

(入居者以外の宿泊)

第13条 入居者以外の第三者が宿舎に宿泊することを禁ずる。なお、緊急の場合やゲストルームの利用はこの限りではない。

(宿舎の利用規則の遵守)

第14条 入居者は、本約款に加え、宿舎ごとに個別に定められた利用規則がある場合は、当該利用規則を遵守しなければならない。

(約款の改廃)

第15条 この約款は、国際センター所長および学生総合センター長の協議に基づき改廃される。

附 則

この約款は、平成22年12月1日から施行し、平成23年4月1日以降の新規入居者から適用とする。

附 則 (平成23年12月16日)

この約款は、平成23年12月16日から施行し、平成24年4月1日から適用とする。

附 則 (平成24年2月20日)

この約款は、平成24年2月20日から施行する。

附 則 (平成24年6月21日)

この約款は、平成24年6月21日から施行する。

附 則 (平成24年11月27日)

この約款は、平成24年11月27日から施行する。また、別表1に定める家賃については、平成24年11月27日以降の入居者へ適用する。

附 則 (平成25年12月13日)

この約款は、平成25年12月13日から施行する。また、別表1に定める家賃については、平成26年4月1日以降の入居者へ適用する。

附 則 (平成26年2月28日)

この約款は、平成26年2月28日から施行する。また、別表1に定める家賃については、平成26年4月1

日以降の入居者へ適用する。

附 則（平成26年7月4日）

この約款は、平成26年7月4日から施行する。また、別表1に定める家賃については、平成26年7月分家賃から入居者へ適用する。

附 則（平成26年9月1日）

この約款は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日）

この約款は、平成26年11月28日から施行する。また、別表1に定める家賃については、平成27年4月1日付けで改定され、平成27年4月分家賃から入居者へ適用する。

附 則（平成28年12月6日）

この約款は、平成28年12月6日から施行する。また、別表1・2に定める家賃については、平成29年4月1日付けで改定され、平成29年4月分家賃から入居者へ適用する。

附 則（平成29年11月10日）

この約款は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（2018年4月1日）

この約款は、2018年4月1日から施行する。

附 則（2018年12月10日）

この約款は、2019年4月1日から施行する。

附 則（2020年11月1日）

この約款は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2021年1月12日）

この約款は、2021年3月21日から施行する。

附 則（2021年5月25日）

この約款は、2021年9月1日から施行する。

附 則（2021年7月30日）

この約款は、2021年9月1日から施行する。

別表1 学生用宿舎利用約款 第5条 家賃一覧

分類	施設名称	部屋 種類	部屋 数	1 部屋	収容可能人数 (人)	家賃 (月額)	入居者本人負 担家賃 (月額)	清掃維持管 理費
				の 定員				
慶應義塾 所有施設	下田学生寮 (留学生用)	個室	148	1	148		¥63,500	¥20,000
借り上げ 宿舎	Plume IS	個室	50	1	50	¥97,400	¥68,300	¥20,000
	大森学生寮	個室	50	1	50	¥97,130	¥68,000	¥20,000
	綱島学生寮	個室	50	1	50	¥111,000	¥78,000	¥20,000
	元住吉宿舎	個室	46	1	46	¥91,150	¥64,000	¥20,000
	大倉山ドミトリー	個室	76	1	76	¥78,000	¥55,000	¥20,000
	日吉国際学生寮	ユニ ット 式	100	4 (1ユニ ット)	100	¥102,400	¥72,000	¥20,000
	綱島 SST 国際学生寮	個室	82	1	82	¥108,688	¥78,400	¥20,000
	元住吉国際学生寮	個室	60	1	60	¥103,560	¥75,700	¥20,000
	湘南藤沢国際学生寮	個室	30	1	30	¥87,950	¥64,500	¥20,000
	高輪国際学生寮	個室	22	22	22	¥100,450	¥74,000	¥20,000

※ただし、プログラムによっては利用可能な宿舎および部屋の種類が限られる。

別表 2-1 学生用宿舎利用約款第 5 条および第 8 条 日割家賃一覧

入居日	下田学生寮	プラムイズ	大森学生寮	綱島学生寮	元住吉宿舎	退去日
30・31	2,200	2,300	2,300	2,600	2,200	1
29	4,400	4,600	4,600	5,200	4,400	2
28	6,600	6,900	6,900	7,800	6,600	3
27	8,800	9,200	9,200	10,400	8,800	4
26	11,000	11,500	11,500	13,000	11,000	5
25	13,200	13,800	13,800	15,600	13,200	6
24	15,400	16,100	16,100	18,200	15,400	7
23	17,600	18,400	18,400	20,800	17,600	8
22	19,800	20,700	20,700	23,400	19,800	9
21	22,000	23,000	23,000	26,000	22,000	10
20	24,200	25,300	25,300	28,600	24,200	11
19	26,400	27,600	27,600	31,200	26,400	12
18	28,600	29,900	29,900	33,800	28,600	13
17	30,800	32,200	32,200	36,400	30,800	14
16	33,000	34,500	34,500	39,000	33,000	15
15	35,200	36,800	36,800	41,600	35,200	16
14	37,400	39,100	39,100	44,200	37,400	17
13	39,600	41,400	41,400	46,800	39,600	18
12	41,800	43,700	43,700	49,400	41,800	19
11	44,000	46,000	46,000	52,000	44,000	20
10	46,200	48,300	48,300	54,600	46,200	21
9	48,400	50,600	50,600	57,200	48,400	22
8	50,600	52,900	52,900	59,800	50,600	23
7	52,800	55,200	55,200	62,400	52,800	24
6	55,000	57,500	57,500	65,000	55,000	25
5	57,200	59,800	59,800	67,600	57,200	26
4	59,400	62,100	62,100	70,200	59,400	27
3	61,600	64,400	64,400	72,800	61,600	28
2	62,600	66,700	66,700	75,400	62,600	29
1	63,500	68,300	68,000	78,000	64,000	30・31

- ・ 1 か月を30日として、入居者本人負担家賃を日割にしたもの。(ただし100円未満は繰り上げ)
- ・ 2月末日退去の場合も、1ヶ月分の家賃がかかります。

別表 2-2 学生用宿舎利用約款第 5 条および第 8 条 日割家賃一覧

入居日	大倉山 ドミトリー	日吉国際 学生寮	綱島SST 国際学生寮	元住吉国際 学生寮	湘南藤沢 国際学生寮	退去日
30・31	1,900	2,400	2,700	2,600	2,200	1
29	3,800	4,800	5,400	5,200	4,400	2
28	5,700	7,200	8,100	7,800	6,600	3
27	7,600	9,600	10,800	10,400	8,800	4
26	9,500	12,000	13,500	13,000	11,000	5
25	11,400	14,400	16,200	15,600	13,200	6
24	13,300	16,800	18,900	18,200	15,400	7
23	15,200	19,200	21,600	20,800	17,600	8
22	17,100	21,600	24,300	23,400	19,800	9
21	19,000	24,000	27,000	26,000	22,000	10
20	20,900	26,400	29,700	28,600	24,200	11
19	22,800	28,800	32,400	31,200	26,400	12
18	24,700	31,200	35,100	33,800	28,600	13
17	26,600	33,600	37,800	36,400	30,800	14
16	28,500	36,000	40,500	39,000	33,000	15
15	30,400	38,400	43,200	41,600	35,200	16
14	32,300	40,800	45,900	44,200	37,400	17
13	34,200	43,200	48,600	46,800	39,600	18
12	36,100	45,600	51,300	49,400	41,800	19
11	38,000	48,000	54,000	52,000	44,000	20
10	39,900	50,400	56,700	54,600	46,200	21
9	41,800	52,800	59,400	57,200	48,400	22
8	43,700	55,200	62,100	59,800	50,600	23
7	45,600	57,600	64,800	62,400	52,800	24
6	47,500	60,000	67,500	65,000	55,000	25
5	49,400	62,400	70,200	67,600	57,200	26
4	51,300	64,800	72,900	70,200	59,400	27
3	53,200	67,200	75,600	72,800	61,600	28
2	54,200	69,600	77,400	74,700	63,100	29
1	55,000	72,000	78,400	75,700	64,500	30・31

- ・ 1 か月を30日として、入居者本人負担家賃を日割にしたもの。(ただし100円未満は繰り上げ)
- ・ 2月末日退去の場合も、1ヶ月分の家賃がかかります。

別表 2-3 学生用宿舎利用約款第 5 条および第 8 条 日割家賃一覧

入居日	高輪国際学生寮	退去日
30・31	2,500	1
29	5,000	2
28	7,500	3
27	10,000	4
26	12,500	5
25	15,000	6
24	17,500	7
23	20,000	8
22	22,500	9
21	25,000	10
20	27,500	11
19	30,000	12
18	32,500	13
17	35,000	14
16	37,500	15
15	40,000	16
14	42,500	17
13	45,000	18
12	47,500	19
11	50,000	20
10	52,400	21
9	54,800	22
8	57,200	23
7	59,600	24
6	62,000	25
5	64,400	26
4	66,800	27
3	69,200	28
2	71,600	29
1	74,000	30・31

- ・ 1 か月を30日として、入居者本人負担家賃を日割にしたもの。(ただし100円未満は繰り上げ)
- ・ 2月末日退去の場合も、1ヶ月分の家賃がかかります。

別表3 学生用宿舎利用約款 第7条 負担の分担一覧

負担項目 施設名称	電気		水道		電話		インターネット		食事	
	寮生	大学	寮生	大学	寮生	大学	寮生	大学	寮生	大学
下田学生寮 (留学生用)		○		○		○		○		
Plume IS		○		○				○		
大森学生寮		○		○				○	家賃に含まれる	
綱島学生寮		○		○				○	家賃に含まれる	
元住吉宿舎		○		○				○		
大倉山ドミトリー		○		○				○		
日吉国際学生寮		○		○				○		
綱島SST国際学生寮		○		○				○		
元住吉国際学生寮		○		○				○	希望者はその都度食券を購入。	
湘南藤沢国際学生寮		○		○				○	事前予約必要。摂食分を後で支払う。	
高輪国際学生寮		○		○				○		

※光熱費については通常を著しく超える利用があった場合は、別途本人に請求することがある。